

## 指定管理者モニタリングシート

施設名	船橋市地域活動支援センター
指定管理者	NPO法人 船橋こころの福祉協会
評価対象期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日
所管課	船橋市保健所 保健総務課
評価責任者	船橋市保健所長 筒井 勝

<b>総合評価</b>	<b>S</b>
-------------	----------

※総合評価は「所管課による評価」だけを対象に評価します。

※総合評価で評価項目が混在する場合の基準は下記「総合評価の基準」を適用します。

評価	総合評価の基準の目安
S	細項目がS・Aのいずれかで構成されており、Sの割合がAの割合以上である
A	細項目がS・Aのいずれかで構成されており、Sの割合がAの割合未満である 細項目がS・Aのいずれか及びBで構成されており、S・Aの割合がBの割合以上である
B	細項目がS・Aのいずれか及びBで構成されており、S・Aの割合がBの割合より少ない 細項目がS・A・Bのいずれか及びCで構成されており、S・A・Bの割合がCの割合以上である
C	細項目がS・A・Bのいずれか及びCで構成されており、S・A・Bの割合がCの割合より少ない
D	上記に関わらず、細項目に一つでもDがある場合

評価	細項目別評価状況
S	事業計画以上に優れた管理運営がなされている
A	概ね事業計画どおりに管理がなされている
B	概ね事業計画どおり管理がなされているが、一部軽易な改善事項あり
C	事業計画どおり管理運営がなされておらず、早急な改善を要す
D	指定の取消しをせざるを得ないような不適切な管理運営がなされている

項目	船橋市地域活動支援センター事業計画に基づく評価表		
大項目	施設設置目的：障害者がある有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害者の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。		
中項目	適切な運営管理（１）～（５）		
小項目	（１）基本方針の理解	所管課 評価	指定管理者 評価
細項目	施設の設置目的を十分に理解し管理運営の基本方針を明文化したうえで、管理運営を行っている	S	S
	[評価ポイント]設置目的を十分理解し、協定書の管理の基本方針に基づき管理運営を適切に行っている		
	施設目的や管理運営の基本方針を全職員に周知し、実行している	S	S
	[評価ポイント]施設における指導及び利用の方法等を職員が理解し行っているか		
	設置目的や管理運営の基本方針を利用者にも周知している	S	S
[評価ポイント]予定表事業説明、契約書類等の説明や準備をきちんと行い、説明の際に分かりやすく相手に知らせているか。			
小項目	（２）事業計画	所管課 評価	指定管理者 評価
細項目	事業計画書により説明のあった事業を年度計画し実施することで、利用者へ効果が図られている	S	S
	[評価ポイント]地域で生活する精神障害者の日常生活支援及び日常的な相談に応じ、地域交流活動等により社会復帰と自立、社会参加の促進を図っているか		
小項目	（３）その他の事業 （３）－１ 指定相談支援事業に関する計画	所管課 評価	指定管理者 評価
細項目	指定特定相談支援について、その目的に沿ったものとなっている	S	S
	[評価ポイント]障害者の自立した生活を支え障害者の抱える問題の解決や適切なサービス利用に向けてきめ細かく支援しているか		
	指定一般相談支援について、その目的に沿ったものとなっている	S	S
	[評価ポイント]地域移行支援・地域定着支援では、精神科病院や関係機関との連携のうえ地域生活に向けた支援となっているか、また地域生活継続のための支援となっているか		

細項目	<b>(3) - 2 創作的活動、生産活動の提供に関する計画</b>	所管課 評価	指定管理者 評価
	地域活動支援センター I 型の設置目的にかない、利用者へ効果が図られる事業が実施されている	S	S
	[評価ポイント]利用者が楽しみながら参加し、日中の居場所となることにより、利用者の自立・社会復帰につながることを期待できる計画、プログラムとなっているか		
	<b>(3) - 3 地域との交流に関する計画</b>	所管課 評価	指定管理者 評価
	地域の方々との交流を深め、障害者への理解が得られるような活動を行っている	S	S
	[評価ポイント]利用者が地域交流するなど社会参加意識の向上が図られる計画、プログラムとなっているか、障害等理解のための啓発広報活動を行っているか		
	市民が身近な相談機関として利用できるような活動をしている	A	A
	[評価ポイント]地域行事への参加や住民参加できる催しを計画し、プログラムとなっているか		
	<b>(3) - 4 利用者の拡大に関する計画</b>	所管課 評価	指定管理者 評価
	利用者のニーズを把握するため、定期的に利用者アンケートを実施している	S	S
	[評価ポイント]指定管理者による利用者アンケートを実施し、計画に反映させているか、また事業改善を行っているか		
	利用者の平均利用の確保に反しない管理運営を行っている	S	S
	[評価ポイント]指定管理者による利用者アンケートや意見等から具体的な利用者拡大につながる計画や活動となっているか		
	施設や事業に関心を持ってもらうため、積極的なPR・広報活動を行っている	S	S
	[評価ポイント]小冊子やパンフレット、リーフレット等作成し、PRにあたっているか		
	<b>(3) - 5 社会復帰、就労指導その他希望する計画</b>	所管課 評価	指定管理者 評価
	利用者の社会復帰への援助のために効果的な計画や活動となっているか	S	S
	[評価ポイント]利用者の望む今後の生活に対してどのようなニーズや課題があるのかを一緒に考え各自の目標に沿った計画や支援となっているか		
	地域生活や福祉的就労、一般就労などの支援のため関係機関との連携について強化している	S	S
	[評価ポイント]利用者の望む今後の生活に対してどのようなニーズや課題があるのかを一緒に考え各自の目標に沿った計画や支援となっているか		

細項目	<b>(3) - 6 利用者の登録に関する計画</b>	所管課 評価	指定管理者 評価
	利用登録にあたり、利用される方がスムーズに手続できるように配慮されている	S	S
	[評価ポイント]利用登録の希望にあたり、登録についての要件や手順等が分かりやすくまとまっているか、見える化されているか		
	<b>(3) - 7 その他の計画</b>	所管課 評価	指定管理者 評価
	施設の設置目的にかない、従来から実施している事業にこだわることなく、常に新しい事業を模索している	S	S
	[評価ポイント] 新企画の行事や事業については事前に相談若しくは試行として実施し協議報告しているか		
	他の類似施設の研究を行い、有意義かつ実現可能な事業等については積極的に取り入れる等の企業努力を行っている。	S	S
[評価ポイント] すでにモデル事業など先進な取り組みを実施してきたが他所の動向等、情報を常に入手し研究しているか			
小項目	<b>(4) 事業管理計画</b> <b>(4) - 1 職員の配置、勤務体制</b>	所管課 評価	指定管理者 評価
細項目	施設の管理運営に必要な人数・人材が見込まれ適正な雇用、労働条件となっている	S	S
	[評価ポイント] 安定的な管理運営が可能な人員配置になっているか、専門職や有資格者の配置は充分か		
	運営管理に際し、責任者や各職員の業務分担が明確になっており、指揮命令系統が確立されている。	S	S
	[評価ポイント]施設の系統図を作成し各勤務時間や業務のスケジュールが管理できている。日計表、月計表、年次計画書等の作成がされているか		
	市の承諾なしに、第三者に対して業務の一部委託をしていない	A	S
	[評価ポイント]職員の補充（非常勤、臨時職員等の採用）により業務を支障なく行っているか		
	些細な報告であっても、常に市と連絡が取れる体制ができている	A	S
	[評価ポイント]定期連絡（月1回の打ち合わせや相談）緊急時の電話や保健所への報告等きちんとできているか、出来事は、業務日誌等に記録しているか		
	<b>(4) - 2 職員の研修計画</b>	所管課 評価	指定管理者 評価
	職員の教育、研修の実施など資質の向上に向けた計画があり行われている	S	S
[評価ポイント]計画的かつ効果的に職員を育成されているか、専門的研修のほか施設管理運営に係る研修計画があり実施されているか（接遇、救急救命、個人情報、苦情解決等）			

細項目	公の施設であることを常に念頭に置き、公平な接遇対応なされている	S	S
	[評価ポイント]「船橋市接遇マニュアル」等を参照し、名札の着用、服装をこころがけているか、電話での施設名や対応職員の名前を名乗っているか		
	会議や研修等への参加により知り得た情報技術や知識を、全職員で共有できる取り組みがセンター内でなされている	S	S
	[評価ポイント]職員会議等の中で情報共有や資料の回覧がされているか、資質向上・サービス水準の確保のため「マニュアル」等を必要に応じ作成されているか		
	<b>(4) - 3 施設維持管理計画</b>	所管課 評価	指定管理者 評価
	建物、設備が適切に管理され、安全性の確保及び良好な機能の保持がなされている	S	S
	[評価ポイント]利用者の安全確保のため環境整備及び点検が計画どおり実施されているか、日常的な衛生管理や感染症予防等についての配慮がなされているか		
	備品や設備に異常が見られた場合速やかに市に報告している	S	S
	[評価ポイント] 備品に損傷及び修繕交換の必要が生じる場合は速やかに申し出て協議する。リース契約の物品は業者契約に準じた保守とする。		
	公の施設としての経費の節減について配慮がなされている (市が負担することとなる光熱水費等について)	S	S
[評価ポイント]光熱水費・電話料、市所有の備品設備など、市が負担する経費についてサービスを低下させずに経費節減の配慮がなされているか(消灯等節電、節水など)			
小項目	<b>(5) その他管理運営に関する計画</b> <b>(5) - 1 個人情報保護計画</b>	所管課 評価	指定管理者 評価
細項目	個人情報保護の取り組みや関係法令の遵守などが適切に行われている	S	S
	[評価ポイント]当初の事業計画書どおりに「船橋市個人情報保護条例」並びに「船橋市個人情報保護条例施行規則」に準じ適正に管理及び処理されているか		
	個人情報漏えい、き損、滅失及び改ざんの防止、その他の個人情報の適切な管理のため必要な措置を講じている。	S	S
	[評価ポイント]個人情報の保護取り扱いに関するマニュアルを作成し、適正に取扱い及び管理されているか、保管は鍵付保管庫等を使用し管理しているか		
	個人情報の収集については、あらかじめ取り扱う目的を明確にし、必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行っている	S	S
[評価ポイント]取り扱う目的を明確にし、必要な範囲内で適法かつ公正な手段で収集しているか			

細項目	<b>(5) - 2 緊急・災害時の対応計画</b>	所管課 評価	指定管理者 評価
	利用者の安全確保と災害時等の対応について、迅速かつ適切な対応が図られるよう体制が整えられている	S	S
	[評価ポイント]当初の事業計画をもとに、平常時から準備や確認、訓練などの計画を立て対応しているか、災害時対応マニュアルの整備、市との連絡体制整備など		
	<b>(5) - 3 苦情への対応計画</b>	所管課 評価	指定管理者 評価
	苦情の未然防止に向けた取り組みや苦情対応時の対応が適正に行われている	S	S
	[評価ポイント]利用者の意見要望等を把握する仕組みが整っているか、苦情・トラブル発生時に迅速かつ誠意を持って対応する体制がとられているか		
	<b>(5) - 4 事故防止への計画</b>	所管課 評価	指定管理者 評価
	安心安全に利用できる施設とするための取り組みや配慮がなされている	S	S
	[評価ポイント]チェックリスト等を用い、定期点検や整備に留意しているか、利用者への注意喚起がなされているか、現金が適正に管理されているか		
	事故発生時には適切かつ迅速に対応し、適切な報告がされている、また発生後は再発防止に努めている	S	S
	[評価ポイント]事故発生時の速やかな報告体制がとられているか、対処後は事故検証(振り返り)など行い、再発防止策を実施しているか		
	<b>(5) - 5 収支計画</b>	所管課 評価	指定管理者 評価
	施設の管理運営に係る経費が的確に見込まれており健全な運営が確保されている	S	S
	[評価ポイント] 収支計画に無理がなく、安定して管理運営することができるものとなっている		